事業者の皆様へ

令和９年４月１日から
事業系一般廃棄物処理手数料を改定します

近年の社会情勢の変化に伴うエネルギー価格や人件費の高騰により、ごみ処理経費が増加しております。本市では、今後も持続可能なごみ処理体制を維持していくため、令和９年４月１日から一般廃棄物処理手数料等の改定を行います。

奥富環境センターおよび稲荷山環境センターへ事業系一般廃棄物を搬入する際の処理手数料につきまして、下記のとおり改定となります。

皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、今後ともごみの減量化と分別の取り組みに、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 改定内容

改定前（令和９年３月３１日まで）	改定後（令和９年４月１日から）
１０kg につき ２４０円	１０kg につき ３５０円

2 １０kg 未満の手数料徴収を開始します

10 キログラム未満は、切り上げて手数料を算定します。

（例）　・４kg の場合　　→　改定後は１０kg として計算し、３５０円

3 確認のお願い

ごみの収集運搬を一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託している場合、許可業者に支払う料金には事業系一般廃棄物の処理手数料が含まれているため、今回の改定に伴い、契約料金が変更となる場合があります。

詳細については、契約されている許可業者へご確認ください。

4 お問い合わせ先

狭山市役所　環境経済部　資源循環推進課
電話：04-2937-6943（直通）　９：00～16：30（土・日・祝日を除く）

リサイクル都市・狭山